

○御嵩町前金払取扱要綱

平成12年3月31日

訓令甲第6号

改正 平成26年3月7日訓令甲第8号

平成27年2月5日訓令甲第3号

平成27年6月3日訓令甲第14号

平成30年3月28日訓令甲第13号

令和2年2月26日訓令甲第10号

(趣旨)

第1条 町が発注する公共工事（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する公共工事をいう。以下同じ。）の地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）附則第7条第1項に規定する前金払の取扱いについては、別に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（平30訓令甲13・令2訓令甲10・一部改正）

(前払金の支払基準等)

第2条 前金払ができる公共工事の範囲及び前金払によって支払われるもの（以下「前払金」という。）の割合は、別表第1に定めるとおりとする。ただし、歳計現金その他の状況により、町長が特に必要があると認めるときは、前払金の割合を変更することができる。

2 次の各号に掲げる要件を全て満たす公共工事について、前項の規定により支払った前払金に追加して支払う前金払（以下「中間前金払」という。）ができる公共工事の範囲及び中間前金払によって支払われるもの（以下「中間前払金」という。）の割合は、別表第2に定めるとおりとする。ただし、歳計現金その他の状況により、町長が特に必要があると認めるときは、中間前払金の割合を変更することができる。

(1) 工期の2分の1を経過していること。

(2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該公共工事に係る作業が行われていること。

(3) 既に行われた当該公共工事に係る作業に要する経費が契約金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

3 前払金又は中間前払金の額に1万円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（平26訓令甲8・平27訓令甲3・平27訓令甲14・平30訓令甲13・

令2訓令甲10・一部改正）

(前払金の請求等)

第3条 前金払又は中間前金払を受けようとする者は、法第2条第4項に規定する保証事業会社と前払金又は中間前払金の保証に関する契約を締結し、速やかに前払金請求書（工事用）（別記様式第1号）、前払金請求書（設計若しくは調査、測量又は機械類の

製造用) (別記様式第2号) 又は中間前払金請求書(別記様式第3号) に当該保証に関する契約に係る保証証書を添えて町長に請求しなければならない。

- 2 中間前金払を受けようとする者は、請求に先立ち中間前金払認定請求書(別記様式第4号) により、前条第2項各号に掲げる要件を全て満たしていることの認定を町長に請求しなければならない。
- 3 町長は、前項の規定による請求があった場合は、直ちに調査を行い、要件を満たしていると判断したときは、その結果を中間前金払認定調書(別記様式第5号) により当該請求をした者に通知するものとする。

(平27訓令甲3・平27訓令甲14・平30訓令甲13・令2訓令甲10・一部改正)

(契約内容の変更に伴う前払金の増減)

第4条 契約内容の変更その他の理由により契約金額が著しく増額した場合には、その増額後の契約金額の10分の4(中間前払金の支払を受けているときは、10分の6。設計若しくは調査、測量又は機械類の製造のときは、10分の3。) から受領済の前払金額(中間前払金の支払を受けているときは、その金額を含む。以下この条において同じ。) を差し引いた額以内の額の前払金を請求することができる。

- 2 契約内容の変更その他の理由により契約金額が著しく減額した場合には、受領済の前払金額が減額後の契約金額の10分の5(中間前払金の支払を受けているときは、10分の6。設計若しくは調査、測量又は機械類の製造のときは、10分の4。) を超えるときは、その超過額を返還しなければならない。

(平27訓令甲14・平30訓令甲13・令2訓令甲10・一部改正)

(部分払をする場合の前払金額の精算方法)

第5条 前金払をした公共工事の既済部分の部分払をするときは、前払金額に出来高の割合を乗じて得た額を部分払する額から控除するものとする。この場合において、部分払を受けようとする者は、出来形部分払金請求書(別記様式第6号) を町長に提出しなければならない。

- 2 中間前金払が行われた公共工事については、部分払を行うことができないものとする。
- 3 前項規定にかかわらず、債務負担行為及び継続費(以下「債務負担行為等」という。) に基づく契約については、各会計年度における契約金額支払限度額範囲内で、当該会計年度における出来高に応じて、当該年度末に部分払を行うことができるものとする。

(平27訓令甲3・平30訓令甲13・令2訓令甲10・一部改正)

(債務負担行為等に基づく契約の前払金及び中間前払金の取扱い)

第6条 債務負担行為等に基づく契約の前払金及び中間前払金については、第2条、第4条、別表第1及び別表第2の規定中「契約金額」とあるのは「各会計年度における出来高予定額」と、前条の規定中「契約金額」とあるのは「出来高予定額」と読み替えてこれらの規定を準用するものとする。ただし、年度末において契約を締結する場合における契約年度の前払金及び中間前払金については、その年度の予算額の範囲内で支払がで

きる場合に限り、第2条、第4条、別表第1及び別表第2の規定中「契約金額」とあるのは「契約年度及び翌年度における出来高予定額」と、前条の規定中「各会計年度における契約金額」とあるのは「契約年度及び翌年度における出来高予定額」に読み替えるものとする。

- 2 前項に規定するもののほか、債務負担行為等に基づく契約の中間前払金については、第2条の規定中「工期」とあるのは、「各会計年度における工事実施期間」と読み替えるものとする。

(平27訓令甲3・平27訓令甲14・平30訓令甲13・令2訓令甲10・一部改正)

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行し、同日以降に締結する契約から適用する。

附 則 (平成26年訓令甲第8号)

(施行期日)

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令による改正後の第2条の規定は、施行日以後に契約を締結する工事について適用し、同日前に契約を締結した工事については、なお従前の例による。

附 則 (平成27年訓令甲第3号)

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令による改正後の規定は、施行日以後に契約を締結する工事について適用し、同日前に契約を締結した工事については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 3 町長は、この訓令の施行の日前においても、改正後の御嵩町前金払取扱要綱の施行に関し必要な準備行為をすることができる。

附 則 (平成27年訓令甲第14号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成30年訓令甲第13号)

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令による改正後の御嵩町前金払取扱要綱第2条、別表第1及び別表第2の規定は、施行の日以後に契約を締結する工事について適用し、同日前に契約を締結した工事については、なお従前の例による。

附 則 (令和2年訓令甲第10号)

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令による改正後の規定は、施行日以後に契約を締結する公共工事について適用し、同日前に契約を締結した公共工事については、なお従前の例による。

別表第1（第2条関係）

（平27訓令甲3・追加、平30訓令甲13・令2訓令甲10・一部改正）

公共工事の範囲	前払金の割合
（工事） 1件の契約金額が500万円以上の土木建築に関する工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）	契約金額の10分の4以内。ただし、前金払をした後において、契約金額を減額した場合は、当該前払金額を超えない範囲内において、改定契約金額の10分の5以内
（設計若しくは調査又は測量） 1件の契約金額が500万円以上の土木建築に関する工事の設計若しくは調査又は測量	契約金額の10分の3以内。ただし、前金払をした後において、契約金額を減額した場合は、当該前金払の額を超えない範囲内において、改定契約金額の10分の4以内
（機械類の製造） 契約金額が500万円以上の土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造	契約金額の10分の3以内。ただし、前金払をした後において、契約金額を減額した場合は、当該前金払の額を超えない範囲内において、改定契約金額の10分の4以内

別表第2（第2条関係）

公共工事の範囲	中間前払金の割合
（工事） 1件の契約金額が500万円以上の土木建築に関する工事（土木建築に関する工事の設計若しくは調査又は測量並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造を除く。）	契約金額の10分の2以内。ただし、既に支払った前払金との合計額が契約金額の10分の6以内とする。